

第12章 公害への苦情

第1節 公害苦情の状況

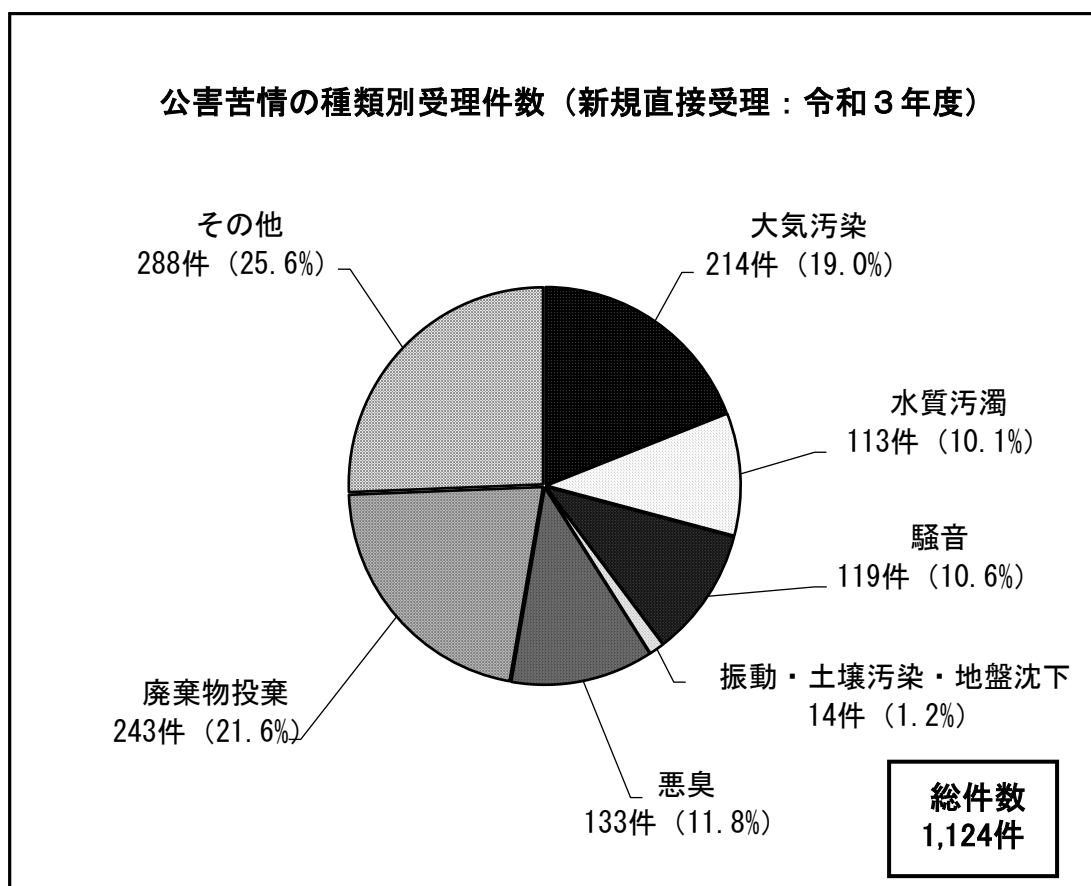
令和3年度は、県及び市町村で新たに1,124件の公害苦情を受理しました。

そのうち、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に関する苦情は593件（52.8%）、典型7公害以外の苦情は531件（47.2%）でした。

1 公害苦情の種類別受理状況（新規直接受理）

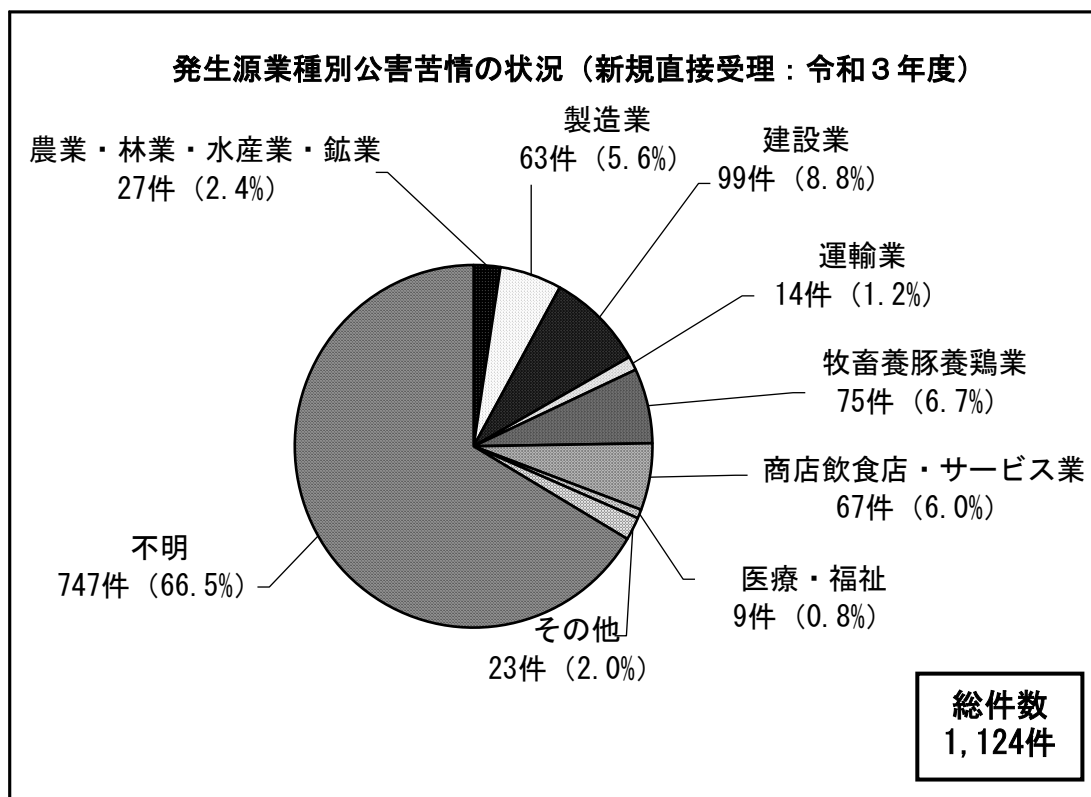
典型7公害に関する苦情では、大気汚染が214件（19.0%）と最も多く、次いで悪臭が133件（11.8%）、騒音が119件（10.6%）の順となっています。

また、典型7公害以外の苦情では、廃棄物の不法投棄が243件（21.6%）となっています。



2 発生源別公害苦情の状況（新規直接受理）

公害発生源別業種別に苦情の状況をみると、発生源が明らかな苦情の中では建設業が99件（8.8%）と最も多く、次いで牧畜養豚養鶏業が75件（6.7%）、商店飲食業・サービス業が67件（6.0%）の順となっています。



※グラフ内の「その他」は、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、教育・学習支援業、その他の合計を示します。

(1) 建設業に関する苦情の状況

建設業に関する苦情件数99件の内訳は、公害の種類別にみると、騒音が32件（32.3%）、大気汚染が31件（31.3%）、廃棄物投棄が11件（11.1%）となっています。

(2) 牧畜養豚養鶏業に関する苦情の状況

牧畜養豚養鶏場に関する苦情件数75件の内訳は、業種別にみると、養牛場が39件（52.0%）、養豚場が21件（28.0%）、養鶏場が15件（20.0%）となっています。また、公害の種類別で見ると、悪臭が41件（54.7%）、水質汚濁が19件（25.3%）となっています。

(3) 商店飲食店・サービス業に関する苦情の状況

商店飲食店・サービス業に関する苦情件数67件の内訳は、公害の種類別にみると、騒音が18件（26.9%）、悪臭が18件（26.9%）、大気汚染が11件（16.4%）となっています。

(4) 製造業に関する苦情の状況

製造業に関する苦情件数63件の内訳は、公害の種類別にみると、水質汚濁が18件（28.6%）、騒音が15件（23.8%）、悪臭が15件（23.8%）となっています。

(5) 農業・林業・水産業・鉱業に関する苦情の状況

農業・林業・水産業・鉱業に関する苦情件数27件の内訳は、業種別にみると、農業・林業が19件（70.4%）、鉱業が5件（18.5%）となっています。また、公害の種類別で見ると、水質汚

濁が11件（40.7％）、大気汚染が7件（25.9％）、騒音が2件（7.4％）となっています。

第2節 苦情処理の状況

令和3年度の公害苦情受理及び処理の総件数は1,147件で、受理件数の内訳は、新規直接受理1,124件、前年度からの繰越23件で、その処理状況は直接処理解決895件、他へ移送63件、翌年度へ繰越8件、その他181件となっています。

公害苦情の受理件数及び処理件数（令和3年度）

機 関	受理件数			処理件数				
	計	新規直接 受理	前年度か ら繰越	計	直接処 理解決	他へ移 送	翌年度 へ繰越	その他
県	97	93	4	97	80	12	4	1
市町村	1,050	1,031	19	1,050	815	51	4	180
計	1,147	1,124	23	1,147	895	63	8	181

第3節 公害紛争処理の状況

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に、昭和45年に制定された公害紛争処理法に基づき公害紛争処理制度が設けられています。

公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会が設置されており、あつせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみです。）の4つの手続により、紛争の解決が図られています。

本県においても、公害紛争処理法に基づき昭和45年に宮崎県公害紛争処理条例を制定するとともに、同条例に基づき宮崎県公害審査会を設置し、公害に係る紛争の処理体制を整備しました。

令和3年度までの本県での処理事案（受付年度別）は、平成3年度に1件、平成6年度に1件、平成15年度に2件、平成17年度に1件、平成28年度に1件、令和元年度に1件で、いずれも調停事件となっています。